

第2回「第2期磯子区地域福祉保健計画」策定委員会 次第 (第2期スイッチON磯子策定委員会)

日時：平成21年12月16日(水) 18:30～20:30

会場：磯子区役所 701号会議室

● あいさつ

● 議 題

- 1 第2期計画策定に向けた平成21年度中の取組について 資料1

- 2 第2期計画策定に向けて検討する具体的事項について 資料2
 - (1) 計画の役割・考え方
 - (2) 全地区で共通して実施していただきたい取組 ～共通テーマ～
 - (3) 各地区の特色を生かして実施していただきたい取組
～第1期計画で取り組んだ内容／第2期計画で始める(取り入れる)内容～
 - (4) 計画の範囲
 - (5) 推進組織の見直し
 - (6) 補助金交付方法の見直し

- 3 第2期計画の概要について 資料3
 - (1) 素案のイメージ
 - (2) 計画の構成要素案
 - (3) 地区別計画のページのイメージ
 - (4) 計画の位置づけ～「地域福祉保健計画」と「地域福祉活動計画」の一体的な策定～
 - (5) 磯子区全域を対象とした取組(区役所の取組・区社協の取組)
 - (6) 地域ケアプラザの取組

- 4 地区別策定会議の開催状況報告について

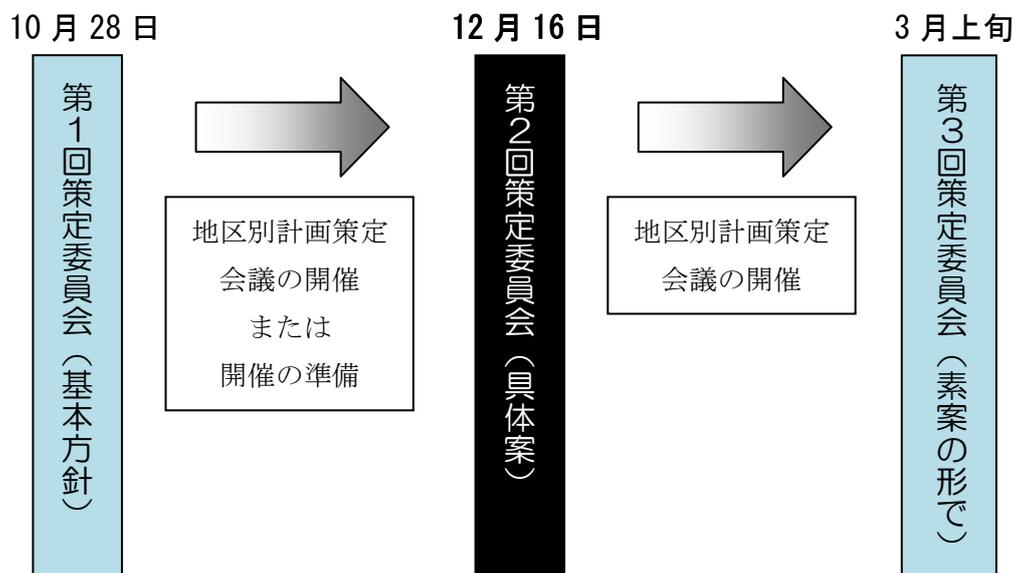
- 5 その他

<資 料>

- ・ 地域支えあい事業の経過について(参考1) 資料4
- ・ 要援護者の地域でのサポートの推進に関する資料(参考2) 資料5
- ・ 第2期磯子区地域福祉保健計画策定委員会名簿 資料6
- ・ 第2期磯子区地域福祉保健計画策定委員会事務局名簿 資料7
- ・ 磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱 資料8



1 第2期計画策定に向けた平成21年度中の取組について



ア 本日の策定委員会です承の得られたいくつかの具体案を基にして、3月までの間に、各地区で意見交換をしていただきたいと思います。

イ 3月上旬に開催予定の第3回策定委員会では、具体案を受けた後の各地区の話し合いの状況について、地区代表の委員の皆様からご報告していただきたいと思います。

また、各種団体代表の委員の皆様からも第3回策定委員会では、第2期計画についてコメントをいただきたいと思います。

ウ なお、3月上旬に第3回策定委員会を開催する予定ですが、必要があれば、その他に策定委員会を開催することも可能です。

2 第2期計画策定に向けて検討する具体的事項について

(1) 計画の役割・考え方

ア 地域福祉保健計画の基本的な役割は、地域における福祉保健に関する様々な事業や取組をとりまとめていくというものです。

イ 地域福祉保健計画とは、地域でこれまでに行われている活動をきちんと継続させたり、次の担い手へ引き継いでいったり、より確実に、より効果的に進められるようにすることを目的としています。

ウ このため、第2期計画の地区別計画とは、必ずしも新たな事業や取組を始めることを地域の皆様に要請する計画ではありません。

・第1期計画の開始時には新たな補助金を交付しましたが、その結果、従来の地域の取組とは別に新しい取組を始めなければならなかったため、地域の皆様には大変ご苦勞をかけたと伺っています。

エ 地区別計画の「取組」は、必ずしも、連合全体で実施していただくような取組でなくてもかまいません。

地域の実情に応じて、より身近な単位で、例えば、単位自治会町内会毎に取り組んでいただくという進め方もあると思います。

・ひとつの地区連合内でも地域が抱える課題は様々ですので、それぞれの地域が抱える生活課題に対応するためには、目標は共有しつつも実際の取組はより身近な範囲で行うという考え方を持っています。

(2) 全地区で共通して実施していただきたい取組 ～共通テーマ～

第2期計画では、全地区で取り組んでいただきたい「共通テーマ」を設定し、区役所の関係課が連携して支援させていただきたいと考えています。具体的には、次の取組を地区別計画に盛り込んでいただきたいと考えております。

ア 地域支えあい事業の推進

「地域支えあい事業」は地域における福祉保健活動の基盤となる事業であるため、第2期計画では共通テーマとして計画の中に明確に記載していききたいと考えています。

[担当：福祉保健課、高齢・障害支援課]



- ・高齢者等の見守り、訪問活動は地域のあらゆる福祉活動の基盤となる活動であると考えておりますので、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援させていただきたいと考えています。
- ・地域支えあい事業の簡単な経過については資料4をご参照ください。

イ 要援護者の地域でのサポートの推進

災害時など、自分だけで行動することが難しい一人暮らし高齢者や障害のある方たちを地域ぐるみでサポートしていくため、地域が主体的に進める要援護者対応の仕組みづくりを支援します。

[担当：総務課（危機管理担当）、高齢・障害支援課、福祉保健課]

- ・厚生労働省の研究会報告書や横浜市地域福祉保健計画でも、要援護者のサポートについて取り上げられています（資料5参照）。
- ・厚生労働省の報告書では、「地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を地域福祉計画に盛り込むよう通知がなされた。」とされています。
- ・市の地域福祉保健計画では、「支援が必要な人を地域の中で円滑に把握できる方法を工夫します。」とか、「広い範囲の要援護者の把握方法や、具体的な避難支援方法などは、地区別計画の懇談会などを活用して住民と行政が話し合い、協働で検討していきます。」と記載されています。

(3) 各地区の特色を生かして実施していただきたい取組

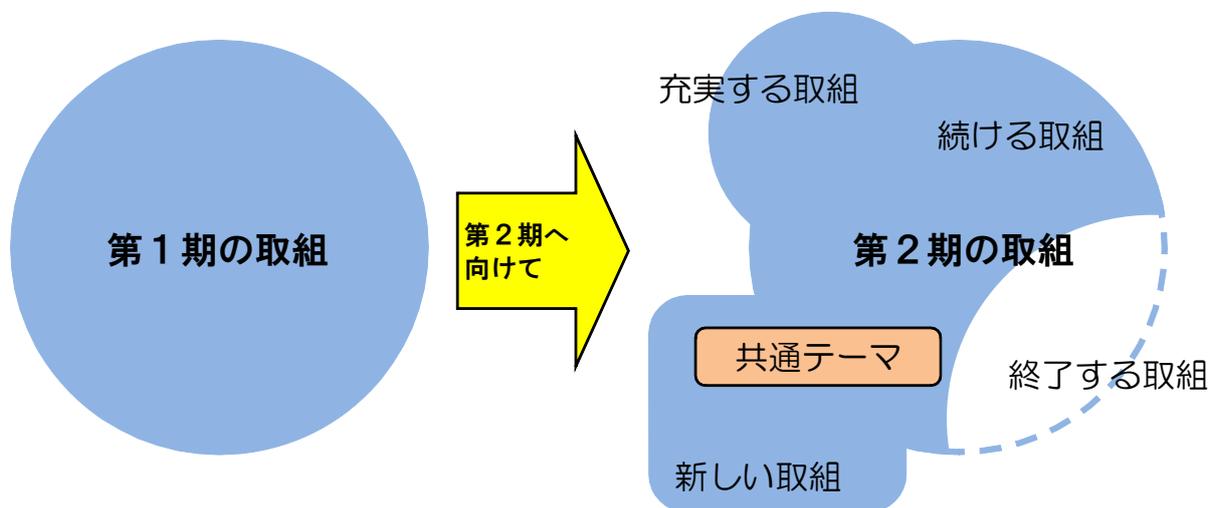
～第1期計画で取り組んだ内容／第2期計画で始める（取り入れる）内容～

ア 第2期計画は第1期計画の延長線上にありますので、第1期計画を踏まえて事業や取組を進めていただけますようお願いいたします。

イ もちろん新しい事業に取り組むことも可能ですし、これまでに地域で行っていた取組をこの機会に計画に取り入れることも可能です。

ウ なお、これまでの取組経過を踏まえて、第1期計画の内容を充実させたり、終了させたりすることも可能です。

・事業の中には取り組みが難しい事業もあれば、取り組みやすい事業もあると思います。事業の選択にあたっては、取組を担う地域の方々に十分ご検討いただいて、無理のない、実効性のある内容から取り組んでいただけますようお願いいたします。



(4) 計画の範囲

ア 第1期計画は、あらゆる生活課題を取り上げる、という考え方に立って計画を策定しましたが、第2期計画は、“福祉保健に軸足を置いた計画にする”という考え方に基づいて策定することにより、この計画の内容を分かりやすくできるのではないかと考えています。

イ ただし、ひとつひとつの活動は様々な側面を持ち、どこからどこまでが福祉保健なのかという整理はとても難しいため、どのような内容を取り上げるのかは各地区の状況に応じて、地区別計画策定会議を通じて判断していただきたいと考えております。

(※「共通テーマ」を除きます。)

- ・「共通テーマ」は、磯子区内全地区が共通で取り組んでいただきたい内容です。

(5) 推進組織の見直し

(注)ここで提案する推進組織の見直しは「平成23年4月1日以降」の推進組織の事です。

地域の福祉保健活動を少しでも実施しやすくするために、地域福祉保健計画の推進組織を、地域の実情に応じて見直していただきたいと考えております。

例えば、この計画の推進組織を、

- ①今までどおり、スイッチON磯子〇〇地区推進委員会とする、
 - ②地域活動の中心組織である、自治会町内会(=地区連合町内会)とする、
 - ③様々な福祉保健活動関係者から成る、地区社会福祉協議会とする、
 - ④その他、独自の組織とするなど、
- 各地区で最も実施しやすい方法を採用していただきたいと考えています。

・少しでも活動を行いやすくするためには、地域の実情に応じた組織で実施していただきたいと考えています。磯子区内の各地区連合で地域福祉保健計画の推進組織が異なってもかまわないと考えています。

・なお、②③④を採用した場合は、①については平成23年3月末にて解散することとなります。

※計画の推進組織と各種団体・委嘱委員との連携・協力について

第2期計画の事業や取組の実施にあたっては、各地区の推進組織が事業や取組の全てを担う必要はありません。地域の実情やテーマに応じて各種団体や委嘱委員の皆様と協力して事業や取組を進めていただけたらと考えています。



(6) 補助金交付方法の見直し

(注)ここで提案する補助金の見直しは「平成23年4月1日以降」の交付方法のことで。

ア これまで、世帯数等に基づいて配分していた補助金（地区別取組補助金）の交付方法を見直し、第2期計画では、「補助金交付を希望する地区に対して交付する」という形の制度へ改めます。

- ・区役所から一方的に補助金が配付されることが、地域にとって負担であるという意見をいただいていたので見直していきたいと考えています。
- ・補助金を希望する地区への交付の実施にあたっては、内容を精査し、予算総額と申請総額を調整する必要があるため、申請書を前年度中に提出していただくなど、申請方法を工夫する必要があると考えています。

イ ただし、地域支えあい事業分として算定していた補助金については、引き続き、世帯数等に基づいて配分します。

- ・近隣関係の希薄化が進み、地域におけるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の支援や、認知症高齢者が地域生活を継続できる環境を整えることが強く求められていますので、地域支えあい事業は区域全体で取り組む事業だと考えています。

3 第2期計画の概要について

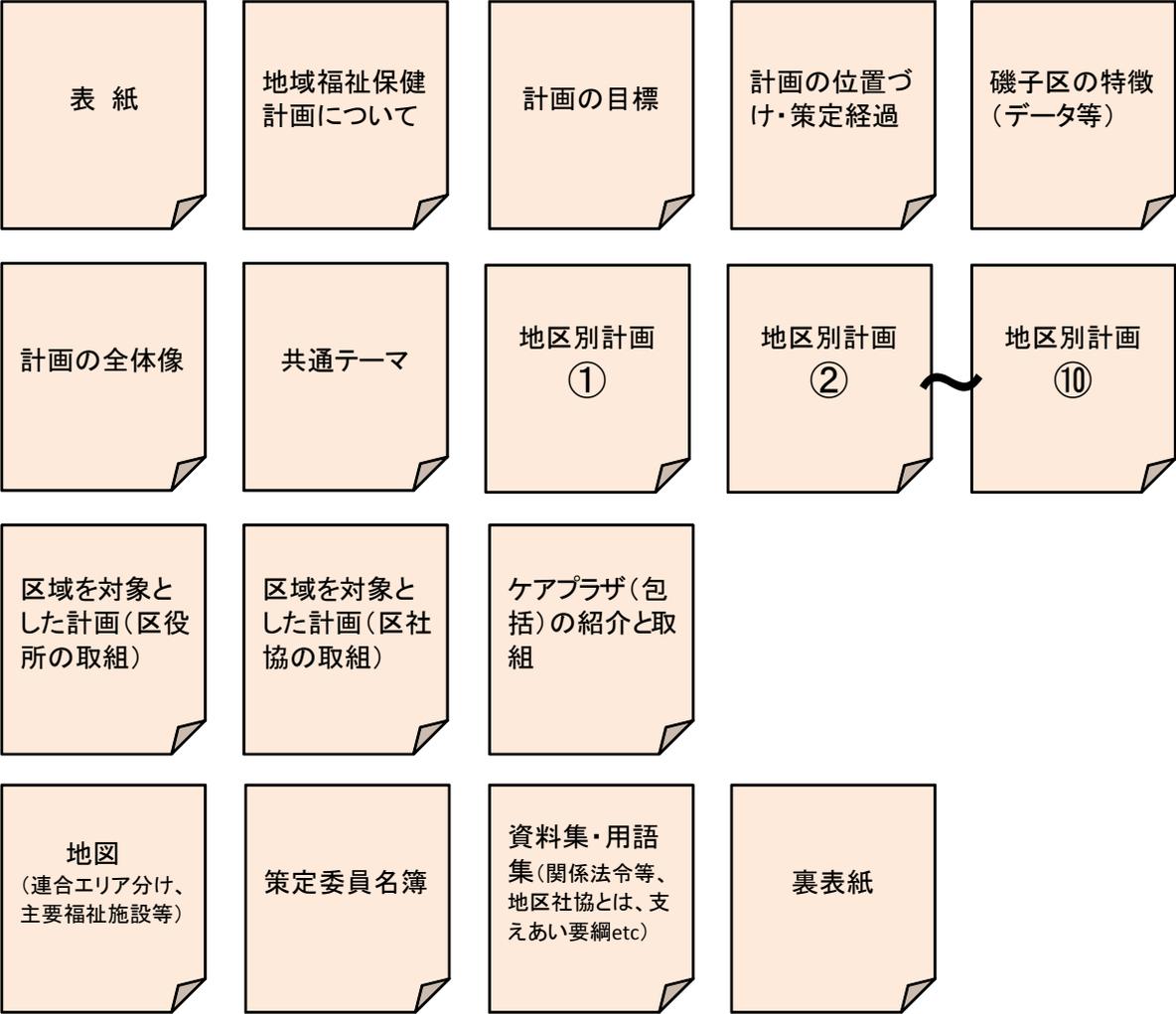
(1) 素案のイメージ

素案段階（平成22年4月）では、計画の骨子を中心に公表していくことを考えています。地区別計画のページを始めとした、冊子の多くの部分については未完成の状態でご覧いただきたくて考えています。

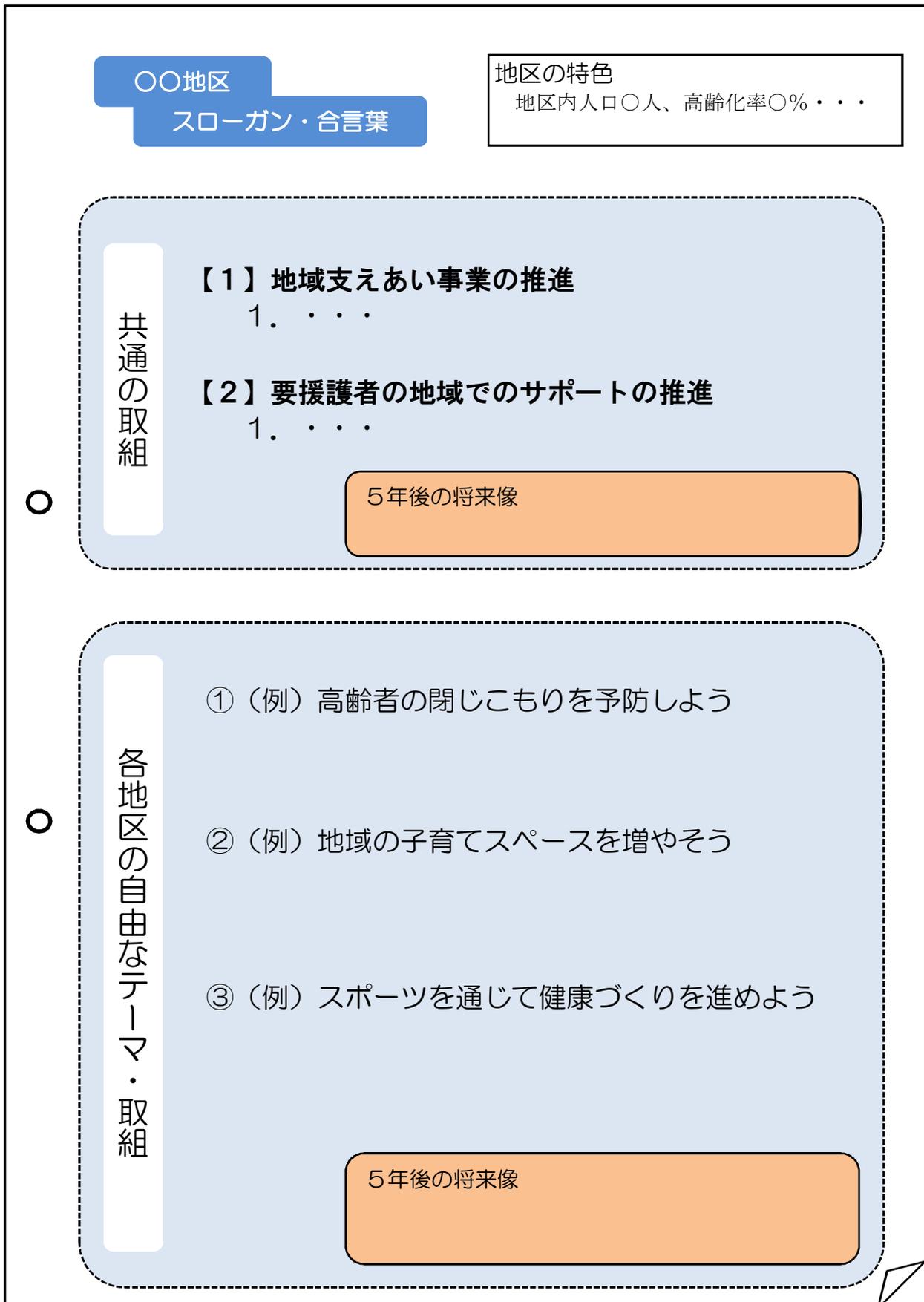
できるだけ早い時期に大まかな素案を公表することにより、通常よりも長い期間にわたって区民の皆様のご意見を広く募集していきたいと考えています。

(2) 計画の構成要素案

構成要素をページ割で表すと次のようなイメージだと考えています。なお、全体のページ数は、第1期計画と同程度の分量を予定しています（表紙含めて32ページ程度）。



(3) 地区別計画のページのイメージ



(4) 計画の位置づけ ～「地域福祉保健計画」と「地域福祉活動計画」の一体的な策定～

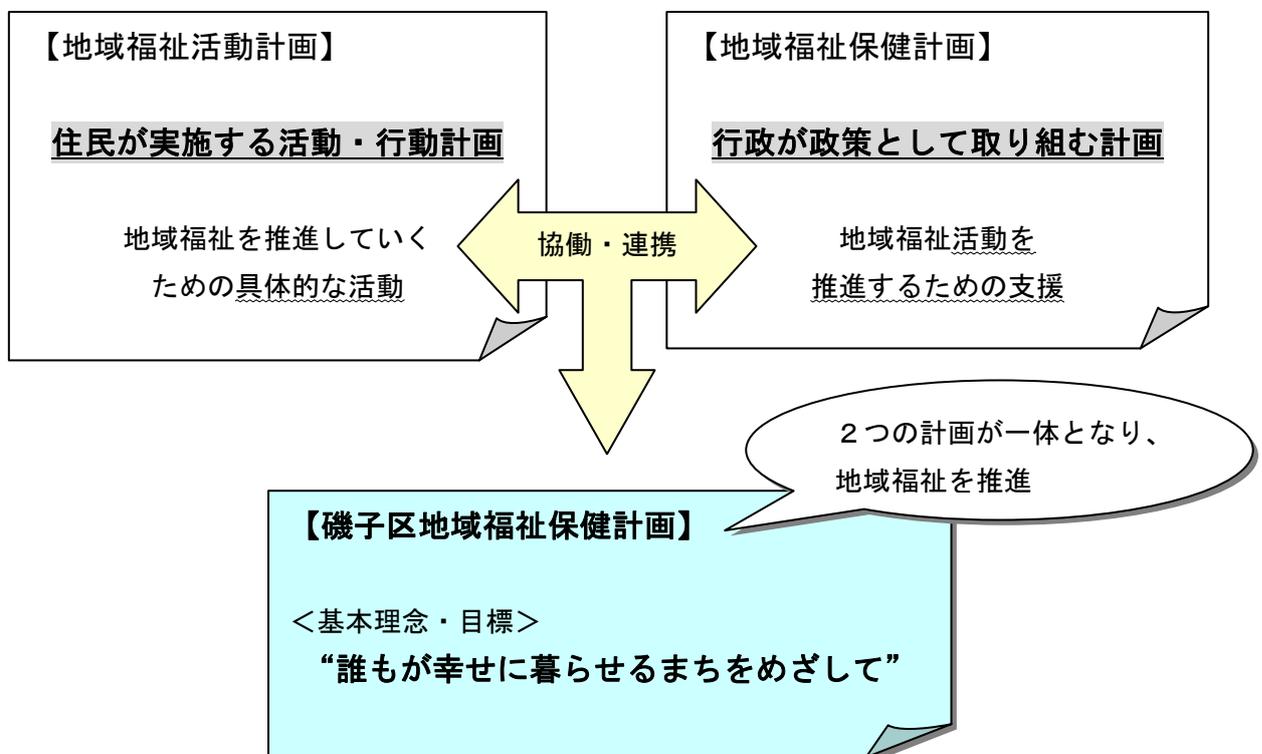
多岐にわたる地域福祉課題を解決するためには、住民・社会福祉活動を行う民間の団体・行政が一緒になって話し合い、協働・連携をしながら取り組むことが大切です。

「地域福祉保健計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な行政計画で、その策定にあたっては住民等の参加を得ながら行います。また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が会員組織を活用し、住民・社会福祉活動を行う団体等が相互に協力しながら住民主体で地域福祉を推進していこうとする民間の活動・行動計画です。

つまり住民自らが地域福祉の担い手となり、行政はその活動を進めるために支援を行っていくという関係で、この 2 つの計画は相互に関連性のあるものでなければなりません。

そこで、磯子区では第 1 期計画から、両計画の基本理念・目標を共有して一体的に「磯子区地域福祉保健計画」を策定し、推進してまいりました。

そして第 2 期計画においても、この考え方を踏襲し磯子区役所と磯子区社会福祉協議会が協働して計画の策定、推進を行います。



(5) 磯子区全域を対象とした取組（区役所の取組・区社協の取組）

磯子区全域全体で取り組むべき課題などについても、今後検討しています。次の分野は検討の一例です。

分野1 健康づくり

- ◆区役所の取組 [担当：福祉保健課（健康づくり係）]
- ◆区社協の取組
- ◆5年後の将来像

分野2 子育て

- ◆区役所の取組 [担当：こども家庭支援課]
- ◆区社協の取組
- ◆5年後の将来像

分野3 障害児者

- ◆区役所の取組 [担当：高齢・障害支援課]
- ◆区社協の取組
- ◆5年後の将来像

(6) 地域ケアプラザの取組

この4年間で福祉保健の資源は少しずつ充実してきましたが、中でも地域ケアプラザは、運営法人の方々の努力のおかげで、最も充実してきた施設であると考えています。このことを踏まえ、「地域ケアプラザの取組」というページを設けて、地域ケアプラザの取組を記載していきたいと考えています。

地域ケアプラザの取組については、現在実施中の指定管理者の選定が終了してから進めたいと考えています。全ての地域ケアプラザの指定管理者選定が終わるのは平成22年6月頃を予定しています。

※横浜市においては、地域包括支援センターは地域ケアプラザのひとつの機能として位置づけられていますので、「地域ケアプラザ」という用語の使用にあたっては、地域包括支援センター機能も含めた意味で使用しています。

参考1 地域支えあい事業の経過について**1 事業の経過**

- H7 磯子区：他区に先駆けて、モデル区として“磯子区地域支えあい事業”の取り組みを始める。
- H8.4 横浜市：「横浜市ひとり暮らし高齢者等定期訪問事業基本要綱」を制定
- H8.9 磯子区：「磯子区地域支えあい事業実施要綱」を制定
(以後、実施要綱は数度にわたり改正)
- H8.9 横浜市：「ひとり暮らし高齢者慰問金支給事業」の廃止
- H16.3 横浜市：「横浜市ひとり暮らし高齢者等定期訪問事業基本要綱」を廃止
(以後、各区の実情に応じて継続することとなる)
- H18.3 磯子区：磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」を策定

2 事業目的・対象者**(1) 事業開始当初（平成8年9月事業開始）****【目的】**

援護を要するひとり暮らし高齢者等への定期的な訪問により、これらの方々の状況を把握し、地域の方々による見守り体制づくりを推進します。

また、区役所はこれらの訪問活動により把握された福祉保健ニーズを、関係機関・団体等と連携し、各種在宅サービスの提供につなげていきます。

【対象者】

援護を要するひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ねたきり高齢者等

(2) サロン・食事会等へ活動を拡大（平成10年頃～）**【目的】**

地域に暮らす誰もが安心して生活できるようにするため、ひとり暮らし高齢者をはじめ、援護を要する区民への見守り、定期的な訪問活動その他の活動を推進し、支えあいのまちづくりを進めることを目的とする。

【対象者】

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ねたきり高齢者及びその他援護を要する区民

(3) 地域福祉保健計画開始（平成18年4月～）**【目的】**

磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」に基づき、地域に暮らす誰もが安心して生活できるようにするため、ひとり暮らし高齢者をはじめ、援護を要する区民への見守り、定期的な訪問活動その他の活動を推進し、支えあいのまちづくりを進めることを目的とする。

【対象者】

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ねたきり高齢者及びその他援護を要する区民

参考2 要援護者の地域でのサポートの推進に関する資料**1 これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書より
(平成20年3月、厚生労働省社会・援護局地域福祉課)**

VI. 既存施策の見直しについて

(1) 地域福祉計画

【現状】

- 地域福祉計画は、2000年（平成12年）の社会福祉事業法等改正により、社会福祉法上位置づけられた（施行は2003年（平成15年））。市町村地域福祉計画に定めるべき事項としては、
 - (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (3) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項とされている。
- また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定めるものとされている。
- 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画ともに、策定や変更の際には、市町村又は都道府県は、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。
- 2007年（平成19年）8月には、社会・援護局より、災害時等にも対応する要援護者対策として、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むよう通知がなされた。

【今後の論点】

- まず、地域福祉計画が住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるよう、地域の生活課題の発見方策、圏域の設定、地域福祉活動の情報共有の仕組み、担い手や拠点、資金の確保、災害時要援護者への支援などの事項を盛り込むようにすべきではないか。
- また、市町村内全体の福祉の確保のための、公的な福祉サービスや市場サービスと地域福祉活動の連携、多様な生活課題に応えるための公的な福祉サービスの一元的な対応等、市町村の役割についても規定すべきではないか。
- さらに、市町村内で圏域を設定した場合、圏域ごとに「地区福祉計画」を策定し、市町村地域福祉計画に位置づけるべきではないか。なお、前にも述べたように、圏域の具体的な範囲については、考え方は一つではなく、地域の実情に応じて設定されるべきであり、また、圏域は重層的なものであることに留意すべきではないか。
- 計画の策定及び実施に当たっては、住民参加を一層徹底する必要があるのではないか。例えば、
 - (1) 圏域内の地域福祉活動に関わる者自らが、上に述べた「地区福祉計画」を

- 策定する、
- (2) 策定に当たっては、引きこもりから孤立死につながるような人々や、悪質商法の被害に遭っている人など自ら問題解決に向かえない人々、少数者の人々の声を反映させる仕組みをつくる
 - (3) 住民が計画の進行を管理する仕組みをつくる
- 等を検討する必要があるのではないか。
- 上に述べた新たな地域福祉計画の考え方に沿って、地域福祉計画に係る社会福祉法の規定も見直すべきではないか。

2 第2期横浜市地域福祉保健計画 P.25 より

推進の柱1 地域づくりを進める

1 地域で取り組む福祉保健活動

(3) 災害時要援護者避難支援事業の取組推進

【これまでの取組と課題】

- 横浜市では、平成19年2月に「災害時要援護者の避難支援システムの手引き」を作成し、平常時からの避難支援計画づくりに取り組んでいます。これは、市が要援護者名簿を作成し、本人や家族の同意の下に区が民生委員・児童委員や防災組織関係者などに情報を提供し、具体的な避難計画を定めたり避難訓練を行うものです。
- 災害への備えは、誰にとっても必要性がわかりイメージしやすく、様々な市民の参加を得て、地域ぐるみで取り組みやすいテーマです。
- 区によって、障害者団体と地域・行政が協力して避難訓練を実施したり、災害時の支援方法について取組を進めている地区もありますが、多くの地区はまだ、支援が必要な人の把握や情報共有の仕組みの確立にまで至っていません。

【これからの取組】

- 自治会町内会や地区社協などと連携し、地域で支援が必要な人を把握し、見守る体制をつくる仕組みづくりとして、災害時要援護者避難支援事業を推進します。
- 地区ごとの避難訓練などと連携するなど、できるだけ多くの人に参加できるよう働きかけます。また、支援が必要な人を地域の中で円滑に把握できる方法を工夫します。
- 広い範囲の要援護者の把握方法や、具体的な避難支援方法などは、地区別計画の懇談会などを活用して住民と行政が話し合い、協働で検討していきます。
- 要援護者の範囲を乳幼児や妊婦、日本語での意思疎通が困難な外国人まで広くとらえ、対象者の把握や避難支援の方法、日常の見守りを行う仕組みを検討します。

『第2期磯子区地域福祉保健計画』策定委員会名簿

平成21年12月16日現在

		所 属	氏名（敬称略）
各種団体代表 （氏名五十音順）	1	磯子区社会福祉協議会当事者団体部会 部会長	上杉 惇
	2	磯子区内障害者施設 代表（※1）	小田嶋 悟
	3	磯子区民生委員児童委員協議会 副会長	小宮山 滋（兼）
	4	磯子区体育指導委員連絡協議会 副会長	佐藤 孝明
	5	磯子区連合町内会長会 副会長	鈴木 伊三雄
	6	磯子区医師会 福祉医療事業部会長	瀧本 篤
	7	磯子区保健活動推進員会 副会長	田辺 実（兼）
	8	磯子区内ボランティア・市民活動関係団体 代表（※2）	時任 和子
	9	磯子区青少年指導員協議会 副会長	福士 市子
	10	磯子区社会福祉協議会 副会長	吉田 修
地区代表	11	根岸地区 代表	須川 さよ子
	12	滝頭地区 代表	古知屋 多恵子
	13	岡村地区 代表	早乙女 幸男
	14	磯子地区 代表	平戸 栄次
	15	汐見台地区 代表	岡 道子
	16	屏風ヶ浦地区 代表	小宮山 滋（兼）
	17	杉田地区 代表	櫻井 重人
	18	上笹下連合地区 代表	村岡 宗夫
	19	洋光台地区 代表	大平 清子
	20	上笹下地区 代表	田辺 実（兼）
行政等	21	磯子区内地域ケアプラザ 代表（※3）	水越 尚登
	22	磯子区地域振興課長	関本 利恵子
	23	磯子福祉保健センター長	宇賀神 憲治

※1 いそご地域活動ホームいぶき施設長

※2 NPO 法人夢・コミュニティネットワーク代表（磯子区 NPO 連絡会事務局長）

※3 滝頭地域ケアプラザ所長

『第2期磯子区地域福祉保健計画』策定委員会 事務局名簿

平成21年12月16日現在

所 属		氏 名
1	磯子福祉保健センター 担当部長	斉藤 林福
2	福祉保健課長	戸塚 徳雄
3	運営企画係長	中村 仁
4	運営企画係職員	伊東 秀明
5	同上	近藤 玄樹
6	同上	伊東 ゆかり
7	同上	柴原 あづみ
8	健康づくり係長	菅野 美穂
9	高齢・障害支援課長	嘉代 哲也
10	こども家庭支援課長	佐藤 眞理代
11	磯子区総務部地域振興課 地域力推進担当課長	平石 浩二
12	地域力推進担当係長	森田 純
13	地域力推進担当職員	田中 さゆり
14	磯子区総務部総務課 総務課長	金子 裕
15	磯子区社会福祉協議会 事務局長	内藤 博昭
16	事務局次長	中島 美樹子
17	職員	並木 史江
18	職員	大久保 敦子

磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱

制定 平成 16 年 7 月 22 日 磯福第 179 号 (区長決裁)

改正 平成 21 年 8 月 19 日 磯福第 885 号 (区長決裁)

(目的)

第 1 条 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 107 条の規定に基づき、磯子区の地域福祉保健の推進に関する事項を総合的に定める磯子区地域福祉保健計画 (以下「計画」という。) の策定を目的として、磯子区地域福祉保健計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 計画に関係する各分野の関係機関・団体の実務代表者
- (2) 計画に関係する磯子区内各地区の実務代表者
- (3) 行政職員

3 委員会には必要に応じてアドバイザーを置くことができるものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は委嘱された日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会には委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 副委員長は委員長の指名により定める。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員の選任後の初めの委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者からの意見聴取)

第 7 条 委員会は、必要のあるときに会議の議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明

を聴くことができる。

2 委員会の委員は、必要に応じ、委員会以外の場において関係者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月25日横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報告等)

第9条 委員会は、計画の策定状況及び策定内容について区長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、磯子区福祉保健課において処理する。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月19日から施行する。

(要綱等の廃止)

2 磯子区地域福祉保健計画推進委員会委員公募要領（平成16年7月22日磯福第179号）は廃止する。